

# 提 言 書

平成23年8月

北海道東北地方知事会

## 北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄 平

新潟県知事 泉 田 裕 彦

|   |    |
|---|----|
| 1. 地方の財源確保について                          | 1  |
| 2. 農業者戸別所得補償制度及び経営安定対策について              | 4  |
| 3. 産業動物獣医師、公務員獣医師の確保対策の充実について           | 6  |
| 4. 円高の是正とデフレ経済からの脱却について                 | 7  |
| 5. 経済・雇用対策について                          | 8  |
| 6. 地域の裁量で地域の公共交通ネットワークの構築ができる仕組みの導入について | 10 |
| 7. 整備新幹線（北海道新幹線）の建設促進について               | 11 |
| 8. 並行在来線への支援措置について                      | 12 |
| 9. 地方における高速交通ネットワークの構築について              | 14 |
| 10. 地域の実情に応じた特別養護老人ホームの整備について           | 16 |
| 11. 地域医療の確保について                         | 17 |
| 12. 次世代育成支援対策の推進について                    | 20 |
| 13. 地方の公立大学や国立大学の安定的な運営の維持について          | 22 |
| 14. 産廃特措法の期限延長等について                     | 23 |
| 15. デジタル・ディバイドの解消について                   | 24 |



# 地方の財源確保について

三位一体改革以降大きく傾いた地方財政は、立て直しがままならないまま今日に至っており、地方の財源不足は恒常化しています。

平成23年度地方財政計画では、計画規模が3年ぶりに増となり、地方交付税は増額されたものの、国の財政運営戦略の中期財政フレームによって地方一般財源総額は前年度同水準となり、また、近年の増加傾向を踏まえて社会保障関係費が増額計上される一方、一般行政経費の単独分は前年度並みに抑えられ、投資的経費の単独分は削減されるなど、地方独自の歳出は抑制されました。

各地方公共団体では、自律的な財政運営を行うべく事務事業の見直しや人件費の抑制といった行政改革に取り組んでいますが、歳出削減努力はもはや限界にあり、硬直化した財政運営を強いられているのが現状です。

各地方公共団体が歳出の無駄の徹底的な削減といった必死の行政改革等によって収支均衡を図る努力を行う一方で、地方交付税総額の増額や偏在性の少ない安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現する必要があります。

## 1. 地方税財源の充実強化

### (1) 地方交付税総額の増額と地方財政計画の適正化

地方一般財源の確保に当たっては、地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税総額の増額を図ること。さらに、東日本大震災により被災した自治体や避難者を受け入れている自治体を実施する復旧・復興事業に要する財源については、災害対応分として地方交付税総額とは別枠で確保すること。

また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国税5税の法定率を引き上げて対処すること。

地方財政計画の策定に当たっては実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても社会保障関係費のみならず、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させること。特に東日本大震災に関する財政需要については、別枠で計上するなどし、確実に反映させること。

## (2) 地方税体系の充実・強化

今後確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、安定的な税収の確保が必要であり、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築を早期に実現すること。

## 2. 地域自主戦略交付金の必要額の確保及び自由度の向上

平成23年度から都道府県の投資的経費を対象に創設された地域自主戦略交付金について、事業が滞りなく実施できるよう、必要な総額を確保すること。

また、制度創設の趣旨を十分に踏まえ、事業要件の緩和や対象事業の拡大等により一層地方の自由裁量の拡大を図るとともに、事務の簡素・合理化を図ること。

## 3. 経済危機対策等により創設した各種基金事業の見直し

基金事業の中には、長期的・継続的な取組が必要な事業もあることから、事業の実態に応じて期間の延長や基金の積み増しを行うこと。また、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能となるよう、要件の緩和を行うこと。

さらに、事業期間が終了した場合においても地方公共団体が継続して事業を実施できるよう、国において必要な財源措置を行うこと。

## 4. 国と地方の協議の場の実効性ある運営等

地方負担の生じる制度改正等、地方に密接に関連する制度改革については、法制化された「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせない

よう配慮すること。

また、国・地方間の税財源の配分のあり方の検討等に当たっては、国の財政改革のみを優先し、地方のこれまでの行財政改革を蔑ろにするような一方的な決定は行わないこと。

## 農業者戸別所得補償制度及び経営安定対策について

北海道・東北地方は、我が国の食料の主要な産地として、地域条件を生かし、米をはじめ、麦・大豆などの畑作物、野菜、果樹、畜産・酪農等の多様な農畜産物を消費地に安定的に供給するなど、食料自給率の向上に大きな役割を果たしているところです。

こうした中、23年度からの農業者戸別所得補償制度は、全国一律単価とした仕組みであり、非主食用米への支援水準や地域で裁量が発揮できる制度が十分でない、制度がわかりにくい、継続性に不安があるなどの課題があります。

したがって、当地域の多様な営農が持続的に展開され、意欲ある農業者が安定的に所得を確保しながら、将来展望を持って経営に取り組むことができるよう、多様な地域の実情に即した農業者戸別所得補償制度への改善や果樹、畜産・酪農等の経営安定対策の構築を図るとともに、安定的な財源を確保し長期にわたり継続される制度とすることを提言します。

1. 農業者戸別所得補償制度については、過剰となっている主食用米から非主食用米（米粉用米等の新規需要米や加工用米）や麦、大豆、そばなどの戦略作物への生産誘導を図るため、生産者の所得を確保しつつ、非主食用米について実需者が利用しやすい価格帯での供給など国産消費の拡大が図られるよう支援を一層充実すること。
2. 過剰作付による米価の下落が解消されないなどの課題があるため、適切な需給調整システムのあり方を十分に検証し、米の所得補償制度を一層実効あるものとするための必要な対策を講じること。
3. 新たな農地集積への加算だけでなく、これまで農地集積を進めてきた大規模経営も加算対象にするなど、地域の多様な担い手の経営努力に応じた支援とするこ

と。

4. よりわかりやすい制度にするとともに、産地資金の予算枠を十分に確保するなど、地域の実情に即した効果的な支援が行われるよう、地域で裁量が発揮できる制度に改善することで、財源の効果的な活用を図り、安定的・継続的な制度とすること。
5. 果樹、畜産・酪農等の経営安定対策については、これまでの成果や課題を十分に検討し、農業者が意欲を持って経営できるような経営安定対策を構築すること。
6. 津波等により作付不能となったため、都道府県間調整に申し出た平成 23 年産米の生産数量目標については、平成 24 年産米の都道府県別の生産数量目標算定の際に削減要因としないよう特段の配慮を行うこと。

# 産業動物獣医師、公務員獣医師の確保対策の充実について

高病原性鳥インフルエンザやBSE、口蹄疫などの家畜伝染病の発生に伴う防疫対策に加え、安全で良質な畜産物の安定供給に係る、疾病予防、公衆衛生の推進など獣医師の役割が一層重要となっています。

しかしながら、地域では、産業動物獣医師の高齢化が進んでおり、将来にわたって、安定的に獣医師を確保することに不安を抱いています。

さらに、公務員獣医師は、近年継続して、採用数が募集数を下回っており、獣医師の確保が困難となっています。

このような状況を踏まえ、各県では、適正な獣医療を提供していくため、本年、「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」を策定し、獣医師の確保に取り組むこととしておりますが、国においても、産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保対策について、一層の充実を図るよう、次のとおり提言します。

## 1. 修学資金制度の充実

- (1) 国の「産業動物獣医師修学資金制度」において、公務員については、産業動物関係以外の部署に配属となった場合も含めて、全て返還免除の対象とするよう、制度を改正すること。
- (2) 修学資金制度のより一層の周知徹底と、関係予算の充実を図ること。

## 2. 獣医学生等に対する「産業動物診療や行政実務に触れる機会」の拡大

- (1) 獣医学教育において、産業動物診療と行政実務に関わる課程を必修科目とすること。
- (2) 産業動物診療団体や行政機関における、獣医学生を対象としたインターンシップや、離職中の有資格者を対象とした就業体験等、獣医師確保対策を充実させるための、体制整備等に対し支援をすること。

## 円高の是正とデフレ経済からの脱却について

我が国経済は、持ち直しの動きがみられていたものの、3月11日に発生した東日本大震災やその後の電力需給対策等により、生産活動の停滞、売上の大幅な落ち込み等、企業業績に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした中、震災直後に急伸した円相場は、一時最高値を更新し、G7の協調介入などにより、ある程度戻しているものの、依然として高い水準にあり、国内企業の先行きへの不安を広げている。今回の震災では大手や中小の製造業の生産拠点が多数被災しており、このままこの円高を放置すると、生産拠点の海外移転を加速させ、国内産業の空洞化と国内雇用の喪失を進め、地域経済にも計り知れない打撃を与えることが懸念されます。

また、我が国は、依然としてデフレ経済下にあり、家計と企業経営における慎重な投資マインドから、経済成長に重要な設備投資や住宅投資などは依然として低調に推移している。一部、食糧や資源・エネルギー等の価格は上昇していますが、こうしたコストプッシュ型の物価上昇でなく、企業の売上や労働者の給与の向上、資産価値の上昇など、購買力が向上する形でデフレ脱却することが重要です。

政府・日銀においては、未曾有の大災害で我が国が直面する、このかつてない難局から早期の復興を果たす観点からも、一刻も早い円高是正とデフレ脱却に向けて、更なる為替介入等の断固たるマクロ金融・経済政策を講じるよう、強く求めます。

## 経済・雇用対策について

国内経済は、海外経済の改善や各種政策効果によって、景気の持ち直し傾向が期待されてきました。しかし、東日本大震災や原油価格上昇、デフレなど経済の先行きに対する不安材料から、東北をはじめとする地方においては経済・雇用情勢が悪化しています。

そのため、景気動向を見据え、地方経済に配慮した対策を打ち出す必要があります。

### 1. 経済対策について

#### (1) セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第5号）となる対象業種の継続について

平成23年4月1日以降、対象業種が48業種に縮小される予定であったセーフティネット保証（5号）は、東日本大震災の発生を受け、引き続き原則全業種（82業種）が対象とされているものの、10月1日以降の対象業種については、見直しが予定されている。

東日本大震災の影響からの回復には一定の時間が必要であり、今後も被災地を中心に地方経済は厳しい状況が続くと予想されることから、これまで通り全業種を対象として継続すること。

#### (2) 地域イノベーションの創出の促進について

地域資源を活用した研究開発など地域イノベーションの創出を促進するため、民間セクターの資金投入を要件とする地域資金投入要件の緩和や研究開発費に対する助成を支援メニューに加えるなど、競争的研究開発資金を地域の実情に合わせた利便性の高いものにするとともに、産学官連携を担う国や地方公共団体のコーディネータの確保やスキルアップの取組への支援など、北海道・東北地域において新事業・新産業が持続的に創出される環境を整備すること。

## 2. 雇用対策について

### (1) 緊急雇用創出基金事業等の要件の緩和について

雇用創出の基金による事業について、上限が1年とされている通算雇用期間を被災失業者と同様に全ての失業者についても撤廃するほか、国の雇用対策助成金等との併給を認めるなど、一層の柔軟な制度とすること。

### (2) 平成24年度以降の雇用創出の取組について

雇用創出の基金による事業は、原則として平成23年度で終了予定であるが、平成24年度以降は、事業実施要件の緩和を図り、新たなかたちで実施すること。

なお、その際には東日本大震災への対応についても十分配慮すること。

## 地域の裁量で地域の公共交通ネットワークの構築ができる 仕組みの導入について

過疎化、少子・高齢化の進む中山間地域や離島を抱え、また、豪雪地帯も含まれる北海道・東北地域において、公共交通は住民の生活に必要不可欠なものであり、安全・安心の観点からも重要であります。しかしながら、公共交通の衰退が、自家用車への依存を高め、更なる路線廃止等に拍車をかけるという悪循環を生じさせています。

一方、国の縦割り行政の中では、それぞれの地域において必要とされている交通政策を総合的に調整する機能が無く、公共交通に関する予算の多くは予め使途が定められていることから、目指すべき公共交通の実現にあたって、地域の選択の自由度は非常に狭いものとなっています。

閣議決定された交通基本法案では「移動権」が明記されない上、上位計画に基づく予算配分が予定されており、従前どおりの国の縦割り温存が懸念されます。

また、今年度「地域公共交通確保維持改善事業～生活交通サバイバル戦略」によって公共交通支援に関する予算が拡充されたものの、一部要件の緩和に留まっており、依然、地域への権限や財源の移譲は不十分です。

地域の実情に即した交通体系を構築・維持するため、地域を良く知る地域自らが事業採択や優先順位付けを主体的に行えるよう、必要な権限・財源の移譲を含めた制度の構築を検討されるよう提言します。

### 1. 地域への権限・財源の移譲

交通行政について国と地方の役割分担を明確化した上で、地域が主体となって地域の公共交通ネットワークを構築・維持するために必要な権限・財源を移譲すること。

### 2. 当面の措置としての財源措置

当面の措置として、地域の生活交通の維持・確保に向け、十分な公的支援が講じられるよう、使途の制約のない地方交付税の拡充や一括交付金による財源措置を行うこと。

## 整備新幹線（北海道新幹線）の建設促進について

整備新幹線は、我が国の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、21世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、我が国においては、この度の東日本大震災からの一日も早い復旧・復興、災害に強い国土づくりが最重点課題であり、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の推進が必要です。

このような中、北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や東北地方と北海道が一体となった北日本の復興に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、未着工区間を含む全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

1. 新函館・札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成を図ること。
2. 北海道新幹線青函共用走行問題の早期解決及び新青森・新函館間の早期開業を図ること。
3. 幅広い観点での建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の拡充を図ること。

## 並行在来線への支援措置について

整備新幹線の開業に伴い J R 各社から経営分離される並行在来線区間は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な生活の足として極めて重要な役割を担っています。

しかしながら、現在既に開業している各並行在来線区間は、開業時に J R からの鉄道資産の購入や新たに必要となる施設整備等の初期投資に多額の地元負担が生じた上、収益性の低い区間であることなどから極めて厳しい経営状況にあり、地方公共団体の財政状況が厳しい中、今後の鉄道の維持存続が強く危惧されます。

同様に、今後開業予定の並行在来線区間についても、多額の初期投資や旅客需要の低迷等により、厳しい経営環境におかれることが想定されます。

一方で、本地域の並行在来線区間は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、多数の貨物列車が走行する、国の物流政策上極めて重要な役割も果たしております。

こうした実態を踏まえ、鉄道・運輸機構の特例業務勘定の利益剰余金を活用した貨物調整金制度の拡充が実現されたことは、並行在来線の安定経営に向けて前進したものと認識しています。

しかしながら、貨物列車が運行されていない区間は当該制度の効果はなく、制度拡充後においても並行在来線の運営にあたっては多額の負担が見込まれており、更なる経営の安定に向けた仕組みづくりが必要です。

「整備新幹線問題検討会議」等が明確な検討項目として掲げている並行在来線の支援等のうち貨物調整金制度が拡充されましたが、並行在来線が J R 各社からの経営分離後も、将来にわたり安定的な経営を維持できるよう、未だ方向性が示されていない諸課題について、引き続き新たな仕組みを構築していただきたく、次の措置を早急に講じられるよう提言いたします。

1. 並行在来線存続のため、地方負担の軽減等について、新幹線貸付料は並行在来線の赤字解消分も含まれていることを踏まえ、J R 貸付料の活用など、幅広い観

点からの財源確保の方策を検討し、新たな仕組みを早急に講ずること。

2. 並行在来線維持のための地元負担に係る助成措置を講ずること。

(運営費助成・交付税措置等)

3. 鉄道資産取得等の初期投資等に対する助成措置を講ずること。

(起債に対する交付税措置等)

4. JRから譲渡される鉄道資産については、無償譲渡、若しくは収益性に基づいた価格設定がされるよう、ルール化すること。

## 地方における高速交通ネットワークの構築について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、太平洋側の被災地域が受けた人的・物的被害の深刻さは筆舌に尽くしがたく、復旧・復興に向けた本格的な道程は緒に就いたばかりです。

北海道・東北地方は、近年、自動車関連産業や電子関連産業などの集積が進み、産業拠点としての役割が期待されているなど、この地方が有する高いポテンシャルを活かしながら、新たな時代に対応した「多様で自立した地域」を目指すことは、国全体の成長においても重要な意義を有しています。

そのためには、各自治体による産業振興等の推進と併せ、日本海側と太平洋側のアクセス性や大規模災害時における多重性（リダンダンシー）を確保しつつ主要都市を広域的に結ぶ、航空・道路・鉄道を組み合わせた災害に強い高速交通ネットワークの構築を図る必要があります。

主要都市、空港、鉄道等を効果的に結びつけるためには、高規格幹線道路におけるミッシングリンク（不連続区間）の解消など、高速道路ネットワークの早期完成を図る必要があります。

また、高速交通の重要な部分を担う地方航空路線は、景気低迷の影響を受け、航空会社が路線見直しを行うなど、その維持が危ぶまれる状況になっています。

北海道・東北地方が本来持っている能力を発揮していくためには、各道県の連携を進めると同時に、首都圏、関西圏、中部圏などとの交通網を整備し、就航路線の維持・拡充に向けた一層の取組が必要です。

北海道・東北地方における震災被害と地理的なハンディキャップを克服し、復旧に止まらない復興に向け、交流・連携の拡大を図るため、以下について、特段の措置を要望します。

1. 高速交通ネットワークの構築は、広域防災ネットワークの構築や企業立地、観光振興、物流コストの軽減などに大きく寄与することから、地方の自立発展が国の健全な発展に不可欠であることを踏まえ、ミッシングリンクの解消

に向け、太平洋側と日本海側を横断的に結ぶ「横軸」及び太平洋側や日本海側を縦貫する「縦軸」となる高規格幹線道路、地域高規格道路等の整備促進による格子状骨格道路ネットワークの形成と、鉄道的高速化・機能強化を図ること。

2. 羽田空港の再拡張による発着枠の配分に当たっては、国内線の発着枠を十分確保するとともに、採算性だけでなく、全国的な航空政策の観点から、地方航空路線のネットワークの維持及び利便性向上にも配慮すること。

3. 地方航空路線のあり方は、航空会社の経営効率のみを取り上げて判断するのではなく、高速交通ネットワーク全体としての機能を確保する観点から議論すべきであり、各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国への届出前に地元自治体等と協議する制度を設けること。

また、国は、地方航空路線の維持・拡充を図るため、航空会社に対する運航費の補助を行うなど、必要な対策を講じること。

4. 空港整備勘定について、十分な除雪体制や消防力の確保等、航空機の定時性や安全性の向上に資する空港の運営経費や、路線維持・利用促進等のソフト事業に活用できるよう用途の拡大を図ること。

## 地域の実情に応じた特別養護老人ホームの整備 について

特別養護老人ホーム等については、これまで、地域の実情や住民のニーズに合わせ、ユニット型と従来型の多床室を併設する施設が整備されてきました。

昨年度から国では、一部ユニット型類型の廃止など、施設整備をユニット型に限定する方向で制度改正が進められております。

しかしながら、地方では、依然、低所得者のユニット型施設入所への環境が整わず、更に、東日本大震災により、多くの高齢者やその家族が住居や経済基盤を失っております。

このような時期に、施設整備を個室ユニット型に限定する方向に進むことは、地域の実情にそぐわず、地域の施設整備を停滞させる要因になりかねません。

地域の実情に応じた柔軟な施設整備ができるよう、次の点について、国に強く提言するものです。

1. 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備に関して、地方の判断による柔軟な対応ができるようにすること。
2. 低所得者のユニット型施設入所への環境が整わない間は、国が行う特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備に係る助成をユニット型施設に重点化しないこと。また、平成24年度以降も特別養護老人ホームの整備に係る助成をユニット型施設に限定せず、地域の実情に応じた柔軟な対応を認めること。

## 地域医療の確保について

保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、更には、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、平成 22 年度の診療報酬改定は、救急、産科、小児、外科等の医療再建や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

つきましては、採算の面から民間による提供が困難な精神科を含む救急医療や周産期医療、へき地医療を担うなど、地域医療の確保に重要な役割を果たしている公立病院等（公立病院と同等の医療機能を担う公的病院等を含む。以下同じ。）の運営に対する地方財政措置の更なる拡充等を図るとともに、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

### 1. 地域医療を支える公立病院等への配慮

公立病院等は、採算面から、民間による提供が困難な精神科を含む救急医療や周産期医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることを考慮し、公立病院事業に係る所要額については確実に地方交付税において措置するとともに、地域の中核的医療機能を担っている公的病院等についても公立病院と同等の支援制度を創設するなど、地方財政支援措置の更なる拡充を行うこと。

また、平成 22 年度の診療報酬改定では、プラス改定とともに、地域の中核病院等が担っている救急医療などを評価することとされたところであるが、公立病院等の運営について更なる評価の充実を図ること。

### 2. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部における医師養成数増の恒久化及び更なる規制緩和

医師不足を解決するためには、医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により見直された大学医学部における医師養成数の増を恒久的な措置とすること。

また、医師養成数増に伴う施設整備、指導教員増に対する財政支援の拡充を図ること。

更に、地域の医師不足の状況及び診療科別・地域別での必要医師数を踏まえた医師需給計画を策定するなど、医師増員に向けた工程表を示した上で、一大学当たりの医学部定員の上限や医科大学の新設に対する規制を緩和するなど、医師不足道県に配慮した具体的な対策を講じること。

### 3. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

新医師確保総合対策における医師養成数の増の条件として、都道府県による奨学金の設定が求められたことなどにより、地方において多額の財政負担が長期にわたって生じることから、国の責務として地方に財政負担を強いることがないよう、地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

また、今後、医師養成数の増の条件として奨学金の設定など新たな負担を求めないこと。

### 4. 地域における医師確保

病院、診療所の管理者要件や臨床研修後の義務として、へき地等の医師不足地域での診療経験を付加するなど、医師の地域的な偏在の解消に向けた実効性のある対策を推進すること。

### 5. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させること。

### 6. 総合医の制度化及び養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合医の制度化及び養成について必要な措置を講じること。

#### 7. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

#### 8. 女性医師の離職防止や就業環境整備促進等への支援

女性医師の離職防止を図るため、仕事と育児などを両立できるような就業環境の整備や復職支援に向けた施策を更に充実すること。

#### 9. 国における看護教員養成講習会の開催

平成 21 年度をもって廃止された旧厚生労働省看護研修研究センターにおける「看護教員養成講習会」（看護師・保健師・助産師養成所教員専攻及び幹部看護教員養成課程）を国の責任において実施すること。

#### 10. 東日本大震災からの医療提供体制復興に向けた施策の構築

北海道東北地方の医療従事者を確保するため、医療従事者の配置に係るコーディネートや診療報酬上の地域配慮等の仕組みを導入するなど、積極的に被災患者の受入を行う東北地方において、必要十分な医療従事者が確保されるための施策を講じること。

#### 11. 医師不足地域における外国人医師の活用

臨床修練制度について、地方の医師不足対策に活用できるよう、最大 2 年間とされている期間の更新を可能とするなどの弾力化を図るとともに、臨床修練外国医師が一定の日本語能力を有する場合は、臨床修練指導医の認定に必要な外国語要件を撤廃するなどの規制緩和を検討、実施すること。

## 次世代育成支援対策の推進について

近年、人口減少が進み、少子化対策は最重要課題となっており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められております。

次世代育成支援対策の推進に当たっては、子ども手当等の現金給付や子どもに係る医療費の負担軽減、妊婦健康診査への公費負担制度など全国一律に実施すべき経済的支援について国が担うとともに、保育サービス給付等について、十分な財源を確保した上で、地方が主体的に決定できるような分権型の仕組みが不可欠です。

このような状況を踏まえ、以下の事項について提案します。

1. 子ども・子育て新システムの構築に当たっては、地方の意見を十分聞き、反映させること。
2. 子ども手当等の現金給付については、全額、国庫負担で実施し、また、徴収すべき子育て関係費用との相殺制度を導入すること。
3. 国の制度としての子ども医療給付制度を創設すること。
4. 妊婦健康診査への公費負担拡充措置を継続すること。
5. 安心こども基金を継続すること。また、基金の対象範囲の拡大を図るとともに、自治体の裁量権を大幅に認めるなど、子どもに関する施策に弾力的に運用できるようにすること。
6. 児童手当及び子ども手当勘定を財源とする事業の実施や拡充に支障を来たさない制度を創設すること。

7. 保育所（認可外保育施設含む）及び放課後児童クラブの運営など地域の実情に応じ地方が実施する施策について、十分な財源を確保した上で、地方が主体的に決定できるような分権型の仕組みを早急に構築すること。

また、分権型の仕組みを構築するまでの間は、地方が実施している取り組みへの支援を拡充すること。

8. 男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を一層推進するとともに、企業のワーク・ライフ・バランスの取り組みを促進するための支援を拡充すること。

## 地方の公立大学や国立大学の 安定的な運営の維持について

地方の国公立大学は、それぞれの地域における高等教育機関として中核的な役割を担っているほか、医師の確保や産業の振興に大きな役割を果たしています。

地方の国公立大学が、引き続き有為な人材を育成するとともに、産業、芸術・文化、医療など多様な分野において地域に貢献し、知の拠点としての役割を担っていくためには、財政面での支援が必要です。

公立大学の運営経費については、地方交付税の基準財政需要額に算入されており、平成22年度の単位費用は一定の増額を見たところではありますが、平成23年度は再び減少に転じるなど、安定的な運営を維持するには十分とは言えません。各公立大学においては少人数教育等により教育の質の向上を図っているところでもあり、引き続き公立大学の単位費用を増額する必要があります。

また、国立大学法人運営費交付金の配分に当たっては、地方の国立大学法人が安定的な運営を維持できるよう、配慮する必要があります。

1. 公立大学に対する地方交付税措置については、安定的な大学運営費用の確保のため、学生一人当たりにより要する経費（単位費用）を引き上げること。
2. 地方の国立大学法人に対する運営費交付金については、各大学が安定した財政基盤を将来にわたり維持できるよう措置すること。

## 産廃特措法の期限延長等について

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」という。）は平成15年6月18日に公布、施行され、平成25年3月31日で失効する10年間の時限立法となっています。

廃棄物処理法の平成9年改正法施行前（平成10年6月16日以前）に不適正処分された産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障の除去を早期に解決するため、都道府県又は廃棄物処理法政令市は、実施計画を策定し、環境大臣の同意を得て、特定支障除去等事業を実施しているところです。

しかしながら、様々な事情により、支障除去対策を実施している多くの県において、実施計画に定める事業内容を、現在の産廃特措法の期限である平成24年度までに完了することは困難な状況が見受けられます。

現在行っている特定支障除去等事業に対しては、国庫補助等、起債の特例措置及び交付税措置の財政支援が行われておりますが、産廃特措法が失効し、財政支援が行われなくなった場合には、逼迫した財政状況のなか、地方自治体にとって大きな負担の増加となります。

つきましては、産廃特措法の期限の延長等について、次のとおり提言いたします。

1. 産業廃棄物の不適正処理事案の解決に計画的かつ着実に取り組むため、平成25年3月31日で失効する産廃特措法の期限を平成35年3月31日まで10年間延長すること。
2. 現行と同様の財政支援措置をおこなうこと。

## デジタル・ディバイドの解消について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、改めて、地域住民に対する情報伝達の重要性が認識されたところであり、住民の生命・財産の保全、地域の防災体制の強化や社会経済活動の復興を促進するためにも、災害に強い情報通信基盤の整備とその利活用の推進が不可欠であります。

特に、条件不利地域におけるブロードバンドサービスや携帯電話のインフラ整備については、都市部との情報格差が解消されるよう新たな支援制度の創設が必要であります。

また、本年7月には、地上デジタル放送へ完全移行する道県と地上アナログ放送の停波が延期される県が発生しますが、各道県での地上デジタル放送完全移行の時点までには、全ての住民が地上デジタル放送のメリットを享受できるよう、地域の実状や実態に即した支援策が必要であります。

1. ブロードバンド環境の整備及び安定的運営に係る支援制度の創設及び拡充を図ること。
  - (1) ブロードバンド環境の整備を推進する地方公共団体の負担を軽減するため、国の支援制度について、以下の措置を講ずること。
    - ① 公設民営方式によりブロードバンド環境を整備した市町村の負担を軽減し、その安定的な運営を図るため、維持管理運営費や設備更新費について支援する制度を創設すること。
    - ② 地方公共団体が整備した情報通信基盤を通信事業者が承継し、円滑な運営を可能とする制度を創設すること。
  - (2) 条件不利地域における民間電気通信事業者による設備投資を促進するため、低利融資、税制優遇措置、債務保証制度などの支援制度の拡充を図るとともに、民間電気通信事業者を事業主体とする財政支援制度を創設すること。
  - (3) 中長期的な取組として、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見

直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。

2. 地上デジタル放送への完全移行及び移行後の地上系恒久対策に向けた支援制度の創設及び拡充を図ること。

(1) 暫定的な難視聴対策である「衛星によるセーフティネット」の対象となった世帯に対しては、国及び放送事業者の負担と責任において速やかに恒久対策を講じること。その手法は、可能な限り中継局とし、共聴施設整備などの対策がとられる場合には、対象世帯及び地方公共団体の負担が過重とならないよう適切な財政措置を講じること。また、暫定期間における生活情報や緊急・災害情報などの地域情報の提供について対策を講じるとともに、地上デジタル放送移行後の市町村所有のアナログ放送中継局の撤去について支援する制度を創設すること。

(2) 地上デジタル放送への円滑な移行を図るため、地域住民に対するきめ細やかな情報提供や、個別相談などに対応するため、被災地においては「テレビ受信者支援センター」の体制を一層強化し、住民サポートに当たること。

(3) 東京電力福島第一原子力発電所の事故で被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性に鑑み、必要な対策を長期的かつ弾力的に講じること。